

千葉市公告第707号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

令和元年9月20日

千葉市長 熊谷 俊人

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イーエクスビル

所在地 千葉市中央区富士見二丁目14番地1、14番地2、14番地3、
14番地22

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社コンチェルト

代表者の氏名 代表取締役 藏田 久幸

住所 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号（サンシャイン60 37階）

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前	変更後	
10時00分～21時00分	店舗①	24時間
	店舗②	8時00分～22時00分
	店舗③	10時00分～21時00分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前		変更後
駐輪場①	9時30分～20時30分	9時30分～20時30分
駐輪場②	9時30分～21時30分	24時間
駐輪場③	9時30分～21時30分	9時30分～21時30分

ウ 荷さばき施設を利用することができる時間帯

変更前	変更後
6時00分～20時00分	6時00分～22時00分

4 変更する年月日

令和元年10月1日

5 変更する理由

顧客の利便性向上のため

6 届出の年月日

令和元年9月18日

7 縦覧場所

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市経済農政局経済部産業支援課

千葉市中央区中央3丁目10番8号

千葉市中央区役所地域振興課

8 縦覧期間及び時間

(1) 縦覧期間

令和元年9月20日から令和2年1月20日まで（土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(2) 時間

午前9時から午後5時15分まで

※添付図面については省略